

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第3号

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部を改正する規則

(千葉市公民館管理規則の一部改正)

第1条 千葉市公民館管理規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条及び第4条」を「第4条及び第5条」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。

(千葉市青少年センター管理規則の一部改正)

第2条 千葉市青少年センター管理規則(昭和48年千葉市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条から第6条まで」を「第4条から第7条まで」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。